

2023年度(第24期) 長拳公認普及指導員認定

実 施 要 綱

2023年9月

公益社団法人 日本武術太極拳連盟

下記に基づいて、本年度の【長拳公認普及指導員認定】を実施する。

記

■ 1. 実施期間：

2023年10月1日～2024年2月28日までの期間で、実施組織(都道府県連盟)が設定する土曜日、日曜日、祝日のいずれか1日で実施する。

■ 2. 実施組織：

単一または近隣の複数都道府県連盟合同、あるいはブロックいずれかの単位において実施する。単一でない場合は、日本連盟との事務手続きの担当窓口として1都道府県連盟を決めて、実施組織とする。

■ 3. 実施内容：

認定試験当日は、午前・午後の2単元で下記科目の講習と試験を実施する。

▼講習会———

- ・学科講習…『普及用長拳テキスト』(ピンクの表紙 ※■10.教材参照)を用いて講習を行う。
- ・実技講習…[カンフー体操1][カンフー体操2][入門長拳]、以上3種套路の技術と分解号令法の講習を行う。

▼認定試験———

- ・学科試験…上記教材(テキスト)の中から、技術用語などを問う択一式・記述式等の解答方式による試験。
- ・実技試験…分解号令法の試験 ⇒受験者自身が号令をかけながら[カンフー体操1+カンフー体操2+入門長拳]、以上3種套路を続けて演技を行う。

※講習を含め、全日程参加を資格取得の必須条件とする。

■ 4. 受験資格：

- ・認定実施日を基準として、満15歳以上であること。
- ・長拳技能検定3級以上の有資格者(2023年度前期までの3級登録者含む)で、かつ所属する都道府県連盟から推薦を受けた者。

■ 5. 実施日程と手続き：

① 2023年9月——『実施要綱』と申請書関係書類一式 送付 (日本連盟→都道府県連盟)

日本連盟から都道府県連盟宛に、『実施要綱』および『実施申請書<書式1>』『受験申請書<書式2>』『受験申請者一覧表<書式3>』を送付する。

② 実施2ヵ月前——『実施申請書<書式1>』送付 (都道府県連盟→日本連盟)

実施組織(都道府県連盟)は、実施日時と実施会場を設定でき次第『実施申請書<書式1>』に、予定受験者数などの必要事項を記入する。なお、実施組織において担当する認定委員を選任できる場合は、その氏名も記入する。もし1名のみ選任できる場合は残り1名を空欄に、2名とも選任できない場合は全て空欄にして、日本連盟に提出する。このとき、認定委員との日程調整や交通機関の予約等を考慮し、遅くとも実施日の約2ヵ月前には日本連盟宛に送付すること。

③ 実施1ヵ月前——担当認定委員の氏名 通知（日本連盟→都道府県連盟）

実施組織（都道府県連盟）が認定委員を選任していない場合、日本連盟は遅くとも実施の1ヵ月前までに認定委員2名（場合により1名）を決定して、実施組織（都道府県連盟）に書面で通知する。都道府県連盟は、これに基づいて認定委員と直接連絡を取り、到着日時含む日程等の確認を行う。

④ 実施1ヵ月前——『受験申請書<書式2>』『受験申請者一覧表<書式3>』送付

（原本は都道府県連盟→日本連盟／コピーは都道府県連盟にて保管）

都道府県連盟は、受験希望者の『受験申請書<書式2>』に必要事項を記入する。『受験申請者一覧表<書式3>』にも受験者の氏名を記入し、あわせて原本を日本連盟に送付する。

都道府県連盟は、『受験申請書<書式2>』『受験申請者一覧表<書式3>』いずれもコピーを取り保管する。

⑤ 上記④の書類受領後——『受験票』『判定結果記入用紙<書式4>』送付（日本連盟→都道府県連盟）

日本連盟は、上記④の書類を都道府県連盟より受領後、未記入の『受験票』および未記入の『判定結果記入用紙<書式4>』を都道府県連盟に送付する。

⑥ 上記⑤の書類受領後——『受験票』作成・送付（都道府県連盟→受験者）

『判定結果記入用紙<書式4>』作成

都道府県連盟は、『受験票』に受験者の氏名、団体名等を記入・作成し、事前に受験者宛に送付する。

また、『判定結果記入用紙<書式4>』にも受験者の氏名等を記入・作成して、実施に備える。

なお、『学科試験問題解答用紙』は、担当する認定委員が必要部数を日本連盟から事前に受領し、当日実施会場に持参する。

⑦ 実施——『学科試験問題解答用紙』『判定結果記入用紙<書式4>』送付（都道府県連盟→日本連盟）

試験終了後、認定委員は採点結果を『判定結果記入用紙<書式4>』に記入して、認定委員2名が署名する。都道府県連盟は、ただちに『学科試験問題解答用紙』『判定結果記入用紙<書式4>』をあわせて日本連盟に送付する。

⑧ 実施後2週間以内——『判定結果記入用紙<書式4>』判定通知

『登録料一括納付書<書式5>』納付期限案内（日本連盟→都道府県連盟）

日本連盟は、承認済みの『判定結果記入用紙<書式4>』を実施後約2週間以内に都道府県連盟宛に送付し、可否判定結果を通知する。あわせて『登録料一括納付書<書式5>』の送付により、当資格の登録料の納付期限（おおむね実施後約2ヶ月以内に設定）を案内する。

⑨ 実施後2ヵ月以内——『登録確認書（判定結果記入用紙<書式4>）』『登録料一括納付書<書式5>』

『証明書用写真』送付／登録料 納付（いずれも都道府県連盟→日本連盟）

都道府県連盟は、登録料納付期限までに『登録確認書（日本連盟から送付された承認済みの「判定結果記入用紙<書式4>」の登録確認欄に○印を付したもの）』『登録料一括納付書<書式5>』に、登録者の『証明書用写真（1人1枚、白黒またはカラー、ヨコ2.5cm×タテ3cm、裏面に本人氏名を記入）』を添えて日本連盟に送付し、同時に指定銀行口座に登録料の合計金額を振り込む。

⑩ 実施後3ヶ月以内——『認定証』『証明書』送付（日本連盟→都道府県連盟→登録者）

日本連盟は登録料の納付確認後、おおむね実施後約3ヵ月以内をめどに『認定証』『証明書』を作成し、都道府県連盟宛に送付。さらに登録者への送付をもって、一連の手続きを完了する。

■ 6. 認定委員：

認定委員は1会場2名とし、長拳公認B級指導員の有資格者（2022年度の資格取得者を含む）とする。

実施組織において、認定委員を選任することができる。この場合、『実施申請書<書式1>』に担当予定の認定委員の氏名を記入する。もし1名しか選任できない場合1名は記入、残り1名分は空欄にしておく。1名ないし2名とも選任できない場合は、日本連盟ジュニア普及委員会が実施地域・予定受験者数等の状況を考慮し、認定委員を委嘱・派遣するので、氏名欄は空欄にして提出する。

■ 7. 基本タイムスケジュール：※会場や受験者数の状況により変更してもよい。

- ・ 9：00～ 受付
- ・ 9：30～ 開講式・諸注意
- ・ 9：40～ 学科講習（※机・椅子が無ければ、画板で対応も可）
- ・ 10：40～ 休憩・自習
- ・ 11：00～ **〔学科試験〕**（※机・椅子が無ければ、画板で対応も可）
- ・ 12：00～ 昼食・休憩
- ・ 13：00～ 実技講習
- ・ 14：15～ **〔実技試験〕**
- ・ 15：15～ 閉講式・解散

■ 8. 合否判定基準と方法：

講習を含め全日程参加を資格取得の必須条件とし、その上で**〔学科試験〕〔実技試験〕**それぞれの成績結果に基づいて、合否の判定を行う。

▼**学科試験**……100 ポイント中、80～100 ポイント取得者を〈A判定〉、60～79 ポイント取得者を〈B判定〉、59 ポイント以下取得者を〈C判定〉とする。〈A判定〉および〈B判定〉は合格、〈C判定〉は不合格とする。

▼**実技試験**……技術レベルにより、A・B・C 3段階で評価する。〈A判定〉および〈B判定〉は合格、〈C判定〉は不合格とする。

〔学科試験〕〔実技試験〕のいずれも〈A判定〉および〈B判定〉であれば、《長拳普及指導員認定 合格》となる。どちらか一方の科目でも〈C判定〉があれば、《長拳普及指導員認定 不合格》となる。

■ 9. 登録料と資格有効期間：

本資格の登録料は、1人7,000円とする。資格の有効期間は登録日から4年間とし、更新登録手続きにより資格を継続することができる。

■ 10. 教材：

教材として使用する『普及用長拳(増補改訂版)テキスト』(ピンクの表紙／日本連盟発行 1,580円)は、実施組織(都道府県連盟)や日本連盟から受験者に対して配付はしないので、受験者自身が事前に加盟団体等を通じて各自で購入し、事前学習しておく。

■ 11. 持参するもの：

『受験票』、教材(テキスト)、筆記用具、運動着、体育館用シューズ、タオル等各自が必要と思うもの。

※当日『受験票』を持参しなかった者は、「長拳公認普及指導員認定」を受験することができないので、注意すること。

■ 12. 実施費用と受験料の設定基準：

講習を含む認定試験は、実施組織(都道府県連盟やブロック)の責任のもとに計画・実施される。そのため受験料は全国一律に定めるのではなく、受験者数に基づいてある程度変動させてもよい。ただし当資格の主旨(普及・人材育成)に照らし、受験者の負担額をできる限り低廉に保ちたい。

以上